

令和2年3月策定  
令和3年2月改訂

# 枕崎市強靱化地域計画

鹿児島県枕崎市

令和3年2月

## <目 次>

### 第1章 計画策定の趣旨、位置付け

第1節	計画策定の趣旨	1 P
第2節	本計画の位置付け	1 P
第3節	計画期間	1 P

### 第2章 基本的な考え方

第1節	基本目標	2 P
第2節	事前に備えるべき目標	2 P
第3節	基本的な方針	2 P
第4節	地域の特性に応じた施策の推進	3 P

### 第3章 市の地域特性及び災害想定

第1節	枕崎市の地域特性	4 P
第2節	対象とする自然災害	5 P

### 第4章 脆弱性評価

第1節	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	7 P
第2節	脆弱性評価結果	8 P

### 第5章 本計画の推進方針

第1節	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針	20 P
第2節	指標	30 P

### 第6章 本計画の推進

第1節	市の他の計画等の必要な見直し	30 P
第2節	本計画の進捗管理	30 P

## 第1章 計画策定の趣旨、位置付け

### 第1節 計画策定の趣旨

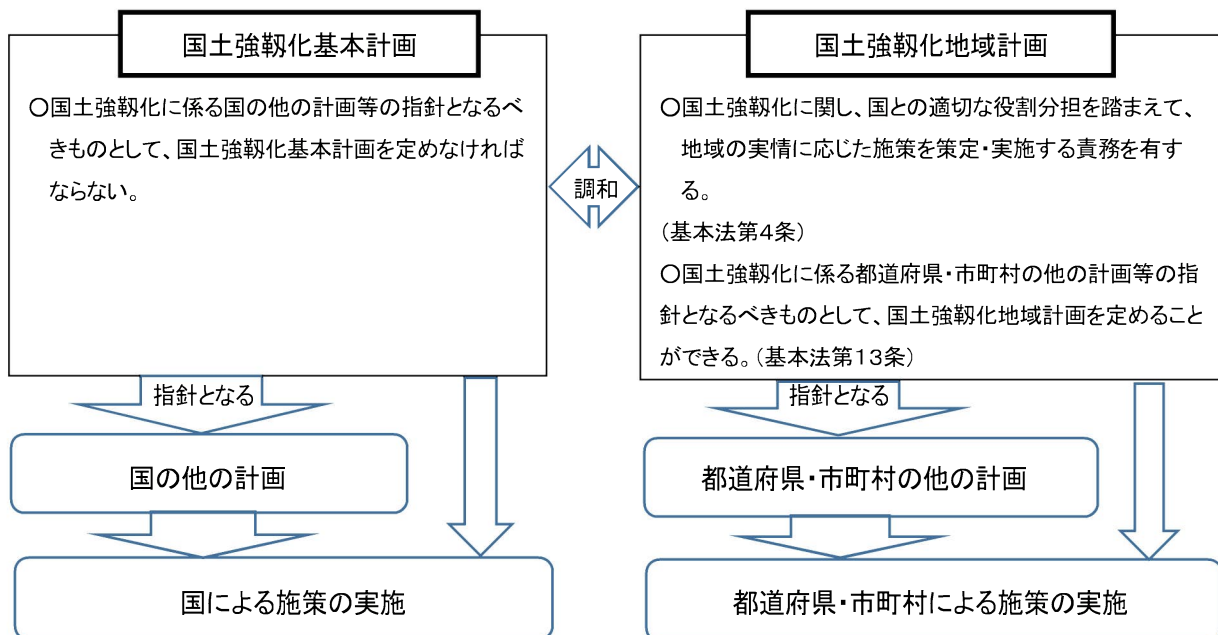
国においては、東日本大震災の発生などを踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年(2013年)12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)を制定し、平成26年(2014年)6月には「国土強靱化基本計画」(以下「国基本計画」という。)を、また、鹿児島県においては、平成28年(2016年)3月に「鹿児島県地域強靱化計画」(以下「県地域計画」という。)を策定したところである。

枕崎市強靱化地域計画(以下「本計画」という。)は、これまでの防災・減災対策に関する取組を念頭に、今後の本市の強靱化に関する施策を、国基本計画や県地域計画との調和を図りながら、国、県、民間事業者など関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進するために策定するものである。

### 第2節 本計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本市における地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものである。

＜国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係＞



### 第3節 計画期間

本計画の期間は、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間とし、国基本計画に準じて概ね5年ごとに見直しを行う。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直す。

## 第2章 基本的な考え方

### 第1節 基本目標

次の4つを基本目標とする。

大規模な自然災害が起こっても

- ① 人命の保護が最大限図られること。
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること。
- ④ 迅速な復旧復興が図られること。

を基本目標として、本市における「強さ」と「しなやかさ」を持った安心・安全な地域社会・経済の構築に向けた地域強靱化を推進することとする。

### 第2節 事前に備えるべき目標

強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標として、次の8つを設定する。

- ① 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られること。
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。
- ⑤ 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑥ 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道等を確保するとともに、これらを早期に復旧させる。
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- ⑧ 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

### 第3節 基本的な方針

地域強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、次の基本的な方針に基づき推進する。

#### 1 地域強靱化の取組姿勢

- ・ 本市の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証し、取組を推進する。
- ・ 短期的な視点によらず、長期的な視野を持った計画的な取組を推進する。

#### 2 適切な施策の組み合わせ

- ・ ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- ・ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるように工夫する。

### 3 効率的な施策の推進

- ・ 既存の社会資本の有効活用等により、取組に要する費用を縮減し、効率的に施策を推進する。
- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に努める。
- ・ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ土地の合理的利用を促進する。

### 第4節 地域の特性に応じた施策の推進

---

- ・ 人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、地域における強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努める。
- ・ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- ・ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

## 5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

### ① (危険物施設の安全対策等の強化)

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規程等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める必要がある。

### ② (危険物施設等の災害に備えた消防力の強化)

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、関係機関と一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

## 5-3 物流機能等の大幅な低下

### ① (物資輸送ルートの確保) [再掲 2-1-②]

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

### ② (幹線道路の整備促進) [再掲 1-3-⑤]

災害時の緊急輸送ルートを確保するため、南薩縦貫道の機能強化を促進するとともに、本市幹線道路の整備を促進する必要がある。

## 5-4 食料等の安定供給の停滞

### ① (備蓄物資の供給体制等の強化) [再掲 2-1-④]

市の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

### ② (緊急物資の輸送体制の構築)

大規模自然災害等が発生した場合、緊急に必要となる食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点整備の検討を進めるとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る必要がある。

### ③ (漁港の機能保全)

本市漁港においては、既設の外郭施設・水域施設等漁港施設及び海岸保全施設の老朽化対策を関係機関と協議し、着実に進める必要がある。

## 6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道等を確保するとともに、これらを早期に復旧させる

### 6-1 電気、ガス等の長期間にわたる機能停止

#### ① (電力供給遮断時の電力確保) [再掲 3-1-②]

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力確保のため、非常用発電機の拡充やその燃料の確保を検討する必要がある。

② (危険物施設の安全対策等の強化) [再掲 5-2-①]

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規程等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める必要がある。

③ (危険物施設等の災害に備えた消防力の強化) [再掲 5-2-②]

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、関係機関と一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

④ (無電柱化等) [再掲 1-3-⑥]

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討し、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

## 6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

① (水道施設の耐震化) [再掲 2-1-①]

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する必要がある。

② (下水道施設の耐震化及び老朽化対策、下水道 BCP の活用) [再掲 2-6-②]

大規模地震等が発生した場合、下水道施設が被災し、長期間にわたる機能停止や疫病・感染症等の発生が想定されるため、下水道施設の耐震化や老朽化対策を推進するとともに、公共下水道事業業務継続計画(下水道 BCP)を活用し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する必要がある。

## 6-3 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

① (幹線道路の整備促進) [再掲 1-3-⑤]

災害時の緊急輸送ルートを確保するため、南薩縦貫道の機能強化を促進するとともに、本市幹線道路の整備を促進する必要がある。

② (無電柱化等) [再掲 1-3-⑥]

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討し、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。